

第94回鳥栖市都市計画審議会会議録

- 1 開催年月日 令和2年8月3日(月)
- 2 開催時間 13時30分から15時11分まで
- 3 開催場所 鳥栖市役所 3階大会議室
- 4 出席委員 向門 慶人 委員 佐藤 敏嘉 委員
権藤 結城 委員 橋本 静子 委員
能富 素江 委員 小石 弘和 委員
内川 隆則 委員 成富 牧男 委員
藤田 昌隆 委員 久保山 博幸 委員
飛松 妙子 委員 小串 俊幸 委員(※岩熊氏代理出席)
宮崎 厚志 委員 中村 義光 委員
鈴木 登美子 委員
- 5 その他出席 鳥栖市 橋本市長
事務局 【鳥栖市建設部】 松雪部長
(都市計画課) 藤川課長 古澤係長 安永主査 井上主事
【鳥栖市市民環境部】 橋本部長
(環境対策課) 高松参事 舟越係長 川原主任 藤木主任
【佐賀県東部環境施設組合】 吉田事務局長 赤司係長 堂園主事
【鳥栖市上下水道局】 古賀局長
(事業課) 日吉課長
- 6 傍聴者 5人
- 7 審議会次第 (1) 市長挨拶
(2) 会長挨拶
(3) 議題の審議
1 諮問案件の審議
諮問第108号 鳥栖基山都市計画ごみ焼却場の決定(鳥栖市決定)
諮問第109号 鳥栖基山都市計画下水道の変更(鳥栖市決定)
(4) 市長挨拶
- 8 審議の結果 ・諮問第108号について、諮問事項どおり議決した。
・諮問第109号について、諮問事項どおり議決した。
- 9 審議の概要 別紙のとおり

(別紙)

審議の概要

発言者	発言内容
開会【13:30】	
事務局	ご案内の時間になりましたので、ただ今より第94回鳥栖市都市計画審議会を開催いたします。 ○傍聴者の報告 鳥栖市長よりごあいさつを申し上げます。
市長	○あいさつ
事務局	次に会長挨拶に移ります。向門会長、よろしく願いいたします。
会長	○あいさつ
事務局	ありがとうございました。 ○配布資料の確認 それでは、議事に入ります前に、本日の全15名の委員にご出席をいただいておりますので、鳥栖市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、本日の審議会が成立していることをご報告いたします。 次に議長の選出について、鳥栖市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により会長が会議の議長となるとされておりますので、会長に議長をお願いしたいと思います。 会長、議長席へ移動をお願いいたします。
会長、議長席に移動	
事務局	これより先は議事進行を会長をお願いいたします。
議長	議事に入ります前に、委員の皆様方には円滑な議事進行にご協力をお願い申し上げます。 また、傍聴者の皆様方は、受付時に配布しました会議傍聴時の注意事項について遵守をお願いいたします。 はじめに、鳥栖市都市計画審議会条例第7条の規定による会議録への署名人は、橋本委員と久保山委員をお願いいたします。 それでは、諮問第108号、鳥栖基山都市計画ごみ焼却場の決定及び諮問第109号、鳥栖基山都市計画下水道の変更については、関連しますので、一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、環境対策課からご説明いたします。 本日は、5つの項目に分けて説明させていただきます。なお、項目により説明者が交代いたしますので、あらかじめご了承ください。 まず、次期ごみ処理施設の概要についてでございます。 佐賀県東部地域次期ごみ処理施設整備事業につきましては、鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町の2市3町が、広域でごみ処理を行うための体制を構築するため、令和6年度に向けて次期ごみ処理施設の整備を進めるものです。この

次期ごみ処理施設につきましては、鳥栖市真木町を建設予定地として計画しているところでございますが、施設を整備するにあたっては、都市計画の手續や、環境影響評価の手續を踏まえる必要がございます。

次に、本市のごみ処理施設の変遷状況について、ご説明いたします。

本市では、昭和42年に、市内初の焼却施設を真木町の現衛生処理場敷地内に設置し、ごみ処理を行ってまいりました。その後、平成16年からは、鳥栖市、上峰町及び現在のみやき町で構成します鳥栖・三養基西部環境施設組合によりまして、現みやき町に整備されました溶融資源化センターでごみ処理を行っているところです。みやき町の現施設である溶融資源化センターの設置期限が令和5年度までであり、令和6年度からは、2市3町で構成します佐賀県東部環境施設組合が新たに整備する次期ごみ処理施設において、ごみの共同処理を行う予定といたしております。

次に、次期ごみ処理施設の建設予定地のこれまでの経過をご説明いたします。

次期ごみ処理施設整備については、みやき町の現施設である溶融資源化センターを運営しております鳥栖・三養基西部環境施設組合及び上峰町、みやき町から、平成26年に、本市に対し、新たに整備する次期ごみ処理施設の建設候補地の選定依頼があり、それを受けまして、本市において、次期ごみ処理施設の候補地の検討を行い、その結果、鳥栖市真木町の衛生処理場敷地を建設候補地として決定いたしました。その後、神崎市と吉野ヶ里町を加えた2市3町の枠組みの中で、次期ごみ処理施設整備に関する検討を行い、建設予定については、衛生処理場敷地に、し尿処理施設用地、浄化センター用地の一部を含めた約4.2haとすることについて確認されました。平成31年4月には、建設予定を約1.7haに縮小されております。この経過につきましては、後程、ご説明いたします。

次に、次期ごみ処理施設建設予定地の候補地選定の経過について、ご説明いたします。なお、選定過程や結果などの詳細については、環境影響評価書の2-5ページから2-13ページに記載しております。候補地選定にあたりまして、土地の抽出については、最初に、一定規模の公有地及び準公有地などの条件に合う土地を抽出いたしました。次に、第一次選考として、史跡や公園、農用地など法令等により建設地として適さない土地を除外しました。次に、第二次選考として、候補地として対応が困難と思われる土地利用計画上困難、搬入道路対応状況により困難などの土地を除外いたしました。次に、第三次選考として、絞り込まれた土地について、環境条件、経済条件、用地取得条件、立地条件の視点で20の評価項目について、それぞれの評価基準による評価を行い、点数化し評価した結果、衛生処理場敷地が最も高い点数となりました。その後、市内の一部の地区から次期ごみ処理場施設誘致の要望がありましたので、その誘致された土地について、第三次選考と同様の20の評価項目による評価を行いました結果、衛生処理場敷地の評価点数が高い結果となりました。

これらの結果を受けまして、最終的に、鳥栖市として衛生処理場敷地を建設予定地の候補地として決定を行い、その後、2市3町による首長協議の結果、建設予定

事務局	<p>地を衛生処理場敷地とすることが決定されました。</p> <p>次に、建設予定地の変更、縮小の経過について、ご説明いたします。写真は、真木町の字今川の状況でございます。</p> <p>当初計画では、浄化センター用地の一部約1.7ha、し尿処理施設用地約0.7ha及び衛生処理場敷地約1.8haの合計約4.2haの中で、ごみ処理施設及びリサイクル施設を整備することといたしておりました。その後、土壌汚染対策法に基づきます土壌調査を実施した結果、建設予定地の南東部の一部、衛生処理場敷地内のグラウンド付近から埋設物及び環境基準値を超える物質が確認されたことを受けまして、佐賀県東部環境施設組合において協議が行われ、建設予定地の変更が、昨年4月に確認されました。こちらが、現在の建設予定地の範囲です。(図示)</p> <p>当初予定しておりました赤い点線で囲っております建設予定地の北西部にあたる部分、黄色部分の約1.7haを、新たな事業用地とし、ごみ焼却施設のみを整備する予定となっております。なお、写真の黄色部分につきましても、土壌調査が実施されており、埋設物や環境基準値を超える物質は確認されておりません。</p> <p>次に、新たな建設予定地の現在の状況について、ご説明いたします。この用地は、鳥栖市上下水道局が所有している、浄化センター用地の一部でございます。青色で示している部分が浄化センター用地です。その中で、今回の次期ごみ処理施設整備にあたり、浄化センターの将来的な整備・運営なども考慮したうえで、現在供用されていない浄化センター用地の一部、約1.7haを、次期ごみ処理施設の建設用地に変更する予定でございます。</p> <p>次に、新たな建設予定地の現在の状況について、ご説明いたします。この用地は、鳥栖市上下水道局が所有している、浄化センター用地の一部でございます。青色で示している部分が浄化センター用地です。その中で、今回の次期ごみ処理施設整備にあたり、浄化センターの将来的な整備・運営なども考慮したうえで、現在供用されていない浄化センター用地の一部、約1.7haを、次期ごみ処理施設の建設用地に変更する予定でございます。</p> <p>次に、次期ごみ処理施設の整備の必要性について、ご説明いたします。現在、鳥栖市、上峰町、みやき町の1市2町は、みやき町にございます、鳥栖・三養基西部環境施設組合のごみ処理施設において、ごみの処理をしております。この施設につきましては、溶融炉の耐用年数は20年稼働という条件で設計されていることに基づき、設置期限は20年とされています。それを踏まえ、組合が地元と交わした協定による現施設の設置期限は令和5年度までとなっております。このため、令和6年度から次期ごみ処理施設の運用を開始する必要があります。</p> <p>広域化の枠組みについて、ご説明いたします。平成11年に佐賀県が策定した佐賀県ごみ処理広域化計画には、将来的に広域化することが望ましい枠組みが規定されており、鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町の2市3町は、東部ブロックとして広域化を進めることが示されております。現在、神埼市、吉野ヶ里町とは別の施設でごみ処理をしておりますが、施設の設置期限の到来を迎えるタイ</p>
-----	---

事務局	<p>ミングが近いことから、次期ごみ処理施設については2市3町で進めることとしたものでございます。</p> <p>また、広域処理を行うことによるメリットといたしましては、経済面、防災面、環境面など、様々なメリットがございますので、次期施設の広域化を行うこととなったものでございます。</p> <p>以上が、次期ごみ処理施設の概要でございます。</p> <p>ここからは、佐賀県東部環境施設組合から、次期ごみ処理施設の概要と環境影響評価の内容についてご説明いたしますが、環境影響評価のご説明の前に、本年5月に次期ごみ処理施設整備・運営事業の落札者として日立造船グループを決定しておりますので、その提案内容をご説明いたします。お手元にお配りしている資料の中にA3サイズ横長の資料、佐賀県東部環境施設組合次期ごみ処理施設整備・運営事業 技術提案書概要版というものがございますが、こちらについて簡単にまとめた10分程度の動画がございますので、そちらをご覧ください。</p>
動画を再生	
事務局	<p>それでは、資料に戻りまして、ここから環境影響評価、いわゆる環境アセスメントについてご説明いたします。</p> <p>まず、環境影響評価の制度について簡単にご説明いたします。開発事業による重大な環境への影響を防止するためには、事業の内容を決めていくにあたり、その事業の必要性や採算性だけでなく、環境の保全についても配慮していくことが重要となります。そこで生まれたのが環境影響評価ですが、開発事業が周辺環境にどのような影響を及ぼすのか、あらかじめ調査や評価を行い、その結果を公表して、環境の保全の観点から意見を聴き、それらを踏まえてよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。今回の次期ごみ処理施設整備事業は、佐賀県環境影響評価条例に基づき実施しております。</p> <p>事業の全体スケジュールとしては、令和6年度の新施設稼働を目標にしておりますので、そこから逆算し、緑色で着色しております環境影響評価を平成28年度から実施しております。</p> <p>平成28年度は、計画段階における配慮事項の検討結果をとりまとめた配慮書、平成29年度には、大気・騒音・振動などといった環境影響評価項目の調査や予測方法などを定めた方法書を作成し、平成30年度は方法書に基づき、実際に建設予定地やその周辺地域において、年間を通じて現地調査を実施いたしました。令和元年度は、調査、予測、評価、環境保全措置の検討の結果を示し、環境保全に関する事業者の考え方をまとめた準備書を作成しました。そして、本年度は、準備書に対する環境保全の観点からの意見を反映した評価書の手続きとなっております。次期ごみ処理施設の整備や運営につきましては、この評価書に定められた項目を遵守して、環境の保全を図っていくこととなります。なお、佐賀県環境影響評価条例施行規則に基づき、都市計画決定の告示と、評価書の公告・縦覧については、併せて実施することと定められており、一体的に手続きを進めていくという観点から、本日の都市計画審議会には評価書を付議いたしております。</p>

事務局	<p>今後は8月下旬の佐賀県東部環境施設組合議会において、次期ごみ処理施設の建設工事請負契約のご承認をいただき、建設工事へと着手する予定としています。</p> <p>では、本年度作成しました環境影響評価書について説明いたします。環境影響評価書とは、ひとつ前の段階の準備書に対する県知事や住民からの、環境の保全の見地からの意見を受けて、準備書の記載内容について検討を加え、必要に応じて修正等を行ったものです。これまで配慮書、方法書、準備書というプロセスを踏んできており、各段階において環境の保全の見地からの意見を受けて検討を行ってきております。</p> <p>今回の評価書は、これまでの意見や検討を踏まえて、環境の保全について適切に配慮された事業計画を作り上げていくための環境保全措置等についてまとめた、最終的な図書となります。評価書の作成に際して、準備書に対する知事意見などを受けて検討を行いました。予測及び評価結果につきましては、準備書から大きく内容の変更はございませんでした。</p> <p>今回の環境影響評価における予測及び評価については、結論から申し上げますと、建設予定地内で事業を行うことにより、大気、騒音、振動、悪臭などに重大な影響を及ぼすことはなく、適切に事業を進めることが可能であるという結果となっております。</p> <p>次に環境影響評価を実施するにあたり設定しました次期ごみ処理施設の計画諸元について簡単にご説明いたします。次期ごみ処理施設は、単にごみを処理するだけではなく、焼却によって発生する熱エネルギーを回収して、発電や給湯、また発電して余った電気は外部に売却します。こういったごみ処理施設を国ではエネルギー回収型廃棄物処理施設と呼んでいます。</p> <p>処理方式については、これはごみを燃やす方法、プラス燃やした後にてでくる焼却灰等の残渣の処理方法についてですが、表に記載の3方式のいずれかの中から選定されることとしておりましたが、この度日立造船グループを落札者として決定したことから、処理方式は日立造船が提案する焼却方式（ストーカ式）＋セメント原料化に決定しました。</p> <p>排ガスの項目につきまして冒頭でもご説明いたしましたが、煙突からの排ガスに対しては、大気汚染防止法などにより国が排出基準というものを設定しています。この排出基準は表に記載しているとおりでありますが、次期ごみ処理施設につきましては、法令で定められた排出基準よりもさらに厳しい環境保全目標値（自主基準値）を設定し、周辺環境に配慮した施設を目指してまいります。</p> <p>建屋寸法についてですが、最大高さ36mとしていたところ、落札者は最大30mで提案がなされております。</p> <p>環境影響評価の予測及び評価にあたっては、3つの処理方式のうち、もっとも環境への負荷が大きくなる条件を設定しております。このため、どの処理方式が採用されたとしても、今回の結果以上に環境負荷が大きくなることはありません。</p> <p>施設配置計画につきましては、地盤の項目について、ハザードマップで浸水深さ3mから5m未満の区域とされているため、GL2.0m以上の盛土を行い、主要</p>
-----	--

事務局	<p>設備を浸水水位G L 5.0 m以上の高さに配置するなどの浸水対策を講じる計画としておりました。今回落札者となった日立造船は、先ほどご説明いたしました、浸水対策としてG L 2.8 mの盛土を行い、1階部分の外壁はR C造とするとともに水密扉を設置し、G L 5.5 mまでの浸水に耐えられる対策を実施します。また、プラットホーム、電気室、タービン発電機などの重要設備は2階以上に設置する。という提案がなされております。</p> <p>計画諸元については以上ですが、次期ごみ処理施設は、ここでご紹介したものでなく、様々な環境への配慮のための工夫、環境を学べる啓発設備、多目的ホール、会議室などの利便施設も備える予定としており、クリーンで開かれた親しまれる施設づくりを目指しております。</p> <p>ここから、環境影響評価における予測及び評価の結果について、主なものを次のスライドから簡単にご説明いたします。</p> <p>施設が稼働した時の周辺環境への影響についてご説明いたします。まず、環境影響評価項目のうち大気質につきましては、図に示すT-1からT-6までの6地点において平成30年度の1年間で現地調査を実施いたしました。T-1は真木町、T-2は安楽寺町、T-3は小森野地区、T-4は下野町、T-5はあさひ新町、T-6は対象事業実施区域となっています。現地調査の結果、対象事業実施区域における年間の平均風速は2.7 mとなっていました。風向は、北東寄り及び南西寄りの風が多い傾向となっていました。こちらの図は、煙突からの排ガスに関する予測結果のうち、ダイオキシン類が年平均でどのように分布するかを予測した分布図となります。煙突を中心とした4 km四方で薄く分布しますが、先ほどの風向・風速調査結果により北東寄り及び南西寄りの風が多い傾向であったことから、北東と南西側が若干高くなる傾向を示しています。なお、煙突からの排ガスの影響が最も多く出ると予想される地点を最大着地濃度出現地点といいますが、このあたりとなります。(図示)</p> <p>大気質につきましては、表に記載の項目について予測しております。評価の方法は、表の中にあります予測濃度と環境保全目標との比較により行いました。</p> <p>環境保全目標は、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として環境基本法などで定められている環境基準などの目標を参考に設定しています。結果といたしましては、最大着地濃度出現地点において、全ての項目について環境保全目標を満たすという予測結果となっております。どういふことかと申しますと、排ガスの影響が最も出ると予測される地点での数値が環境保全目標を満たすため、その他の場所もすべて環境保全目標を満たしているということです。</p> <p>続いて、騒音・振動についてです。騒音・振動の調査地点については、図に示しておりますとおり、対象事業実施区域の敷地境界と安楽寺町、小森野地区にて調査を行いました。</p> <p>騒音に関しましては、対象事業実施区域の東西南北の敷地境界において予測しておりますが、県道中原鳥栖線と県道17号線を走行している車両騒音の影響に</p>
-----	--

<p>事務局</p>	<p>より、現況で騒音レベルが66dbから72dbと騒音規制法に基づく法基準値、表では環境保全目標となっておりますが、50dbから60dbを上回っている場合があります。しかしながら、施設の稼働によって現況へ寄与する騒音レベルについては40dbから46dbと小さく、現況を著しく悪化させるものではありませんでした。どういうことかと申しますと、現況レベルと寄与レベルの差が大きすぎるため、周囲の音が施設の音をかき消してしまうということです。また、周辺地域、これは小森野地区の最北端を指しておりますが、騒音レベルについては、現況と変わらず、環境保全目標を満たすという予測結果となりました。</p> <p>次に振動につきましても、予測結果といたしましては、環境保全目標を満たすという結果となっております。</p> <p>次に、施設が稼働するとごみ収集車が走行することになりますが、ごみの収集に伴う環境への影響についても予測・評価を行っております。</p> <p>まず、ごみの主な搬入ルートについてご説明いたします。ごみ収集車の台数は1日あたり最大で148台を見込んでおります。</p> <p>搬入ルートとしては大きく2つのルートを考えております。1つ目は国道3号から南下して県道中原鳥栖線を西へ進んで施設へと搬入するルート、これは鳥栖市の東のエリアのごみを想定しております。2つ目は国道34号から県道17号線を南下し、赤井手交差点から市道轟木衛生処理場線を南下して施設へと搬入するルート、これは鳥栖市の北や西のエリアおよび神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町のごみを想定しております。2市3町のごみは、主にこの2通りのルートを使って次期ごみ処理施設へと搬入される予定としています。</p> <p>ごみの運搬に伴う環境への影響についての予測・評価ですが、結果がこちらになります。(図示)</p> <p>各項目について、最もごみ収集車が集中すると予想される地点において調査・予測を行った結果、すべての項目について環境保全目標を満たすという結果となっております。なお、本来は各ルートに車両が分散されますが、予測するにあたっては先ほど申しました148台すべての車両が通過するという条件としておりますので、実際は予測値よりも低い値となります。</p> <p>施設の稼働時の予測結果に戻りまして、次は悪臭についてです。悪臭については、大気質調査と同様にA-1からA-6の6地点で調査を実施しました。予測結果は、最大着地濃度出現地点における臭気指数は環境保全目標を満たすという結果となっております。また、法基準値、規制基準には特定悪臭物質というものが13項目ございますが、これについては法基準値、規制基準を満たすための悪臭物質の許容流量を設計条件とすることから、法基準値、規制基準を満たすものと考えています。</p> <p>次に土壌についてです。土壌については、大気質調査と同様にD-1からD-6の6地点で調査を実施しました。土壌につきましてダイオキシン類の蓄積量を試算した結果、建設予定地周辺地域において、年間0.03ピコグラムの蓄積量になると予測しております。調査地点の6地点で土壌のダイオキシン類の数値が最も</p>
------------	--

事務局	<p>高かった地点における現況は16ピコグラムでしたが、この地点でみても1年後は16.03、30年後は16.9ピコグラムになるという予測となり、環境基準の1000ピコグラムに比べて十分に小さく、長期間の稼働においても環境基準を満たすという結果となっております。</p> <p>続きまして、景観についてです。景観については、紫の丸で示している10地点で調査を実施しました。景観については、施設が存在することによる眺望景観の変化の程度について予測しました。こちらは小森野3丁目北端からのフォトモンタージュとなります。このように、計画施設との距離が近い地点では、眺望に変化があると予測されます。そのため、施設の色彩の工夫など様々な方法を検討し、景観への影響を低減します。なお、落札者の提案は建物高さを最大30mで提案されており、今回の予測評価における設定条件である36mよりも6m低くなることから、景観への影響は低減されます。なお、6mは一般的なマンションの2階層分に相当します。</p> <p>以上、ここまでが環境影響評価における予測及び評価の結果の主なものとなります。</p> <p>準備書及び評価書に関するこれまでの経過と今後のスケジュールについてご説明いたします。</p> <p>まず①、条例に基づきまして準備書の公告及び縦覧を令和元年11月5日から12月5日まで実施いたしました。</p> <p>②、準備書の縦覧期間中には、条例に基づく住民説明会を開催し、鳥栖市と久留米市において住民説明会を実施いたしました。</p> <p>④は、住民からの意見書の提出です。7名の方から、計27件の意見をいただいております。意見書の中身についてはお配りしている資料の別添3のとおりでございます。</p> <p>⑤は、これらの意見について、意見の概要と事業者の見解を作成しております。この内容については、お配りしている資料の別添4のとおりでございます。</p> <p>続いて、令和2年2月から5月の期間に、福岡県や久留米市など関係機関への意見照会や佐賀県環境影響評価審査会における審議を経まして⑧、佐賀県から準備書に対する知事意見の送付がありました。</p> <p>知事意見の送付を受けまして、⑨令和2年7月に環境影響評価書を作成し、本日の都市計画審議会へ付議いたしております。</p> <p>本日の都市計画審議会を経て、⑩令和2年8月中旬頃に、都市計画決定の告示とあわせて環境影響評価書の公告及び縦覧を行う予定です。</p> <p>そして、令和2年8月下旬に予定しております、佐賀県東部環境施設組合議会において、次期ごみ処理施設の建設工事請負契約の承認をいただき、事業へ着手する予定としております。以上、環境影響評価に関するご説明でございました。</p> <p>引き続き、都市計画課より、都市計画決定に関する事項の説明をさせていただきます。</p> <p>まず、都市計画決定について、ご説明申し上げます。今回、当該地にごみ焼却場</p>
-----	---

事務局	<p>の建設を計画するにあたり、都市計画決定を行う理由についてでございますが、建築基準法第51条の規定により、都市計画区域、鳥栖市は全域が都市計画区域に指定されておりますが、都市計画区域においては、ごみ焼却場の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、または増築してはならないと規定されております。よって、今回、ごみ焼却場の位置の決定、また、その位置が現在、下水道、浄化センターの用地となっていることから、下水道の変更を併せて実施するものでございます。</p> <p>次に、都市計画に定める内容についてでございます。都市計画法第11条第2項の規定により、ごみ焼却場と下水道は都市施設となります。都市施設においては、都市施設の種類、名称、位置及び区域、その他政令で定める事項を都市計画に定めるとされております。よって、今回、ごみ焼却場及び下水道の区域として、①施設の種類・名称、②施設の位置・区域、③施設の面積について、それぞれ定めるものでございます。</p> <p>次に、実際の都市計画決定内容でございます。詳細につきましては、お手元の議案及び参考資料に示しておりますので、併せてご覧頂きたいと思っております。</p> <p>まず、ごみ焼却場ですが、施設の名称は仮称、佐賀県東部環境施設組合エネルギー回収型廃棄物処理施設で、位置及び区域は、冒頭に施設の概要で述べた通り、鳥栖市真木町のこの区域（図示）で、面積は約16,400平方メートルとなっております。</p> <p>次に、下水道の区域でございますが、先程説明した通り、ごみ焼却場の予定地が、現在、下水道用地となっていることから、その用地を変更、削除するもので、施設の名称は鳥栖市浄化センター、位置及び区域は鳥栖市真木町、変更する区域がこの区域（図示）、変更後の区域がこの区域（図示）となり、変更後の面積は約53,223平方メートルとなっております。また、当該地を浄化センター用地から削除することに伴い、新たに下水道処理区域に位置づけを行うことから、汚水・雨水共に事業計画区域を約2ha追加し、公共下水道の排水区域面積を約2,334haに変更するものでございます。</p> <p>次に、都市計画決定スケジュールについてでございます。都市計画決定手続きにつきましては、先に説明したとおり、佐賀県環境影響評価条例の規定に基づき、環境影響評価、環境アセスメント手続きと併せて行ってきております。まず、昨年9月に都市計画原案説明会を市役所で実施し、15名の方が参加されております。説明会の翌日に公聴会の公告を行うと共に、原案の縦覧を2週間行っております。この縦覧期間中に公聴会での公述を申出することができ、7名の方が公述申出をされております。</p> <p>公述申出に基づき、9月24日に公聴会を開催すると共に、公述人の方と意見交換会を実施しております。その後、環境影響評価の準備書の作成、都市計画案の決定を経て、県への事前協議を実施しております。</p> <p>県の事前協議終了後、都市計画案の公告を行い、2週間の縦覧を実施しております。この縦覧期間中に意見書を提出することができますが、意見提出は、ございま</p>
-----	---

事務局	<p>せんでした。また、県環境影響評価条例に基づき、この都市計画案の縦覧と同時に環境影響評価準備書の縦覧を実施し、7名の方が意見書を提出されております。</p> <p>この準備書につきましては、縦覧と併せて、住民説明会を鳥栖市と久留米市双方で実施しております。その後、本年2月から4月にかけて、都市計画法に基づく広域調整が佐賀県にて実施されております。この広域調整は、今回の都市計画決定が一つの市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る必要があるとの判断により実施されたものであり、県では、本市と隣接する全ての自治体を対象として実施され、福岡県内の自治体である久留米市、小郡市、筑紫野市、那珂川市につきましては、福岡県経由で実施されております。最終的には、佐賀県から広域調整について完了したことの回答を頂いております。そして、環境影響評価書の作成を経て、本日、都市計画審議会を開催させて頂いております。</p> <p>今後につきましては、都市計画審議会の答申を頂きましたなら、県との協議を行った上で、8月下旬を目途に都市計画の決定を行い、併せて環境影響評価書の縦覧を行う予定としております。以上が、都市計画決定スケジュールの説明となります。</p> <p>最後の項目についてですが、今回の都市計画決定の手続きに関連し、法令等に基づき、住民意見を聴取し、それに対する見解を整理しておりますので、ご説明をさせていただきます。先程の都市計画スケジュールでもご説明しましたとおり、今回の手続きに際し、都市計画法・県環境影響評価条例の規定に基づき、3回住民意見を聴取しております。</p> <p>1つ目は、昨年9月に開催した都市計画公聴会です。7名の公述人が申し出られた申出書の写しと、公述人ごとの意見要旨・それに対する見解の原文について、事前に配布させて頂いておりましたが、別添1、2として資料を添付しております。</p> <p>2つ目の昨年11月の都市計画案の縦覧においては、意見提出はございませんでしたが、同時に実施しました3つ目の環境影響評価準備書について、7名の方が意見を提出されております。こちらにつきましても、同様に、意見書の写しと、意見者ごとの意見要旨・それに対する見解の原文について、別添3、4として資料を添付しております。</p> <p>これから、頂いた意見の内容及びそれに対する見解について、各項目に分類・整理しておりますので、それぞれの担当から説明をさせていただきます。</p> <p>それでは、都市計画公聴会におけるごみ焼却場の決定や下水道の変更に対する公述意見の要旨と、そのご意見に対する見解、環境影響評価準備書に対する意見の要旨とそのご意見に対する見解の順に、それぞれ、所管いたします担当からご説明いたします。</p> <p>まず、ごみ焼却場の決定に関しまして、環境対策課がご説明いたします。なお、委員の皆様のお手元には、それぞれのご意見及び見解の原本をお配りしておりますので、ここでは、主なものについて、ご説明いたします。最初に、環境への影響に関しまして、煙突からのばい煙等による健康被害への懸念、水質に関してのご意見でございます。見解といたしましては、県条例に基づき環境影響評価を実施する</p>
-----	--

事務局	<p>こと、排ガス規制については、自主規制として、法による基準値よりも更に厳しい、また、福岡都市圏の先進施設と同等以上の厳しい環境基準値として対応すること、悪臭対応については建屋の密閉化や密閉構造を行うこと、また、水質に関しては国基準よりも厳しい水質基準で管理していることなどを記載いたしております。</p> <p>次に、候補地選定に関しまして、選定に際しての評価方法等に関するご意見でございます。見解といたしましては、選定に当たっては検討委員会の中で、候補地抽出、環境条件、経済条件、用地取得条件、立地条件の評価項目を20の項目で評価しており、総合的な評価結果として選定したものであること、を記載いたしております。</p> <p>次に、ごみ焼却場の処理方式に関しまして、30年間の施設が予定されており、焼却方式よりも安全性の面から最新の熔融方式にすべき、とのご意見でございます。見解といたしましては、焼却方式も熔融方式も全国各地で採用されており、どの処理方式でも安全に稼働できる実績があること、燃焼方式によって耐用年数に差はなく、事業費も燃焼方式で変わるものでないこと、を記載しております。なお、公聴会の時点では、処理方式は未定でしたが、現時点で、事業者が決定され焼却方式で決定いたしております。</p> <p>次に、浸水想定に関しまして、浸水想定区域が候補地選定時から変わっているため、再検討すべきであること、内水氾濫のリスクから廃棄物が流出する可能性があること、都市計画運用指針の留意事項で災害の発生する恐れの高い区域は望ましくないとされているため再検討することとのご意見でございます。見解といたしましては、施設の強靱化のため、浸水対策として地盤の盛り土を行うこと、主要な機器及び制御盤等の施設は浸水深5m以上に設置すること、災害時にはあらかじめ、広域的な災害連携協定を締結すること、浸水想定区域であることを踏まえた施設整備による災害への適切な対策を図ることを記載いたしております。</p> <p>次に、周辺土壌に関しまして、衛生処理場敷周辺の土壌、地下水の調査等を行うこと、調査結果が出るまで計画を中止することとのご意見でございます。見解といたしましては、衛生処理場敷地周辺の地下水調査の結果、汚染は確認されなかったこと、鳥栖市が引き続き、土壌調査及び地下水モニタリングを実施すること、現建設予定地を調査した結果、埋設物や土壌汚染などの異常は確認されていないことを記載いたしております。</p> <p>次に、周辺住民対応に関しまして、法令による周辺住民への配慮により、小森野地区の同意や配慮をすべきであることとのご意見でございます。見解といたしましては、法令が求めているのは、施設の安全性や環境配慮の情報及び生活環境影響調査への対応であること、環境影響評価を実施すること、排ガス基準をより厳しい自主基準として定めること、運搬車両の生活道路への配慮を行うこと、これまでも小森野地区を含めた周辺地区への住民説明会を行ってきたこと、を記載いたしております。</p> <p>次に、その他といたしまして、2市3町の中心から離れた場所に設置することで</p>
-----	---

事務局	<p>経費増となること、現施設が延長可能と思われること、焼却施設とリサイクル施設の併設できる用地選定を行うこととのご意見でございます。見解といたしましては、鳥栖市が最も人口が多く、ごみ搬出量も全体の過半数を占めること、現施設は20年稼働という条件で設計されており、延長は大きなリスクが生じること、焼却施設建設を現建設予定地で進める方針が組合で確認されていることリサイクル施設は現在、検討中であることを記載いたしております。</p> <p>それでは、上下水道局事業課から、下水道の変更に係るご意見を、3名の方からいただきましたので、公述意見の要旨及び公述意見に対する見解についてご説明させていただきます。</p> <p>ごみ処理施設予定地となっております今回の削除する用地は、公共下水道として中長期的な計画として位置づけられているため、当初予定通り、高度処理施設等で活用すべきであり、都市計画を変更すべきでないのご意見がございました。下水道の全体計画につきましては、近年の本市の人口の動向や新たな開発の需要などを踏まえた上で、必要な時期に随時見直し、計画汚水量及び浄化センター処理能力を設定することといたしております。見直しによる計画汚水量は、家庭排水や工場排水の節水などにより減少傾向にあり、近年の見直しでは、今回削除する用地以外の浄化センター用地において、施設の配置が可能となっております。高度処理施設は水処理施設と一体的に行うことから、県道北側用地に配置する予定であり、配管等も集約できることから、維持管理の観点からも効率的であると考えております。</p> <p>以上で、下水道の変更に係る主なご意見に対する説明とさせていただきます。</p> <p>次に、環境影響評価準備書へのご意見及びそれに対します見解の主なものにつきまして、ご説明いたします。なお、先ほどご説明いたしました、都市計画公聴会の意見と類似したものにつきましては割愛しておりますのでご了承ください。</p> <p>まず、事業用地関連といたしまして、迷惑施設は分散させて整備すべき、ごみ焼却場だけ建設する方針に納得できないのご意見を記載いたしております。見解といたしましては、候補地の選定については環境アセス準備書に記載していることとおり実施していることや、現有施設の耐用年数20年を考慮し、焼却施設のみ優先的に整備することとしたことを記載いたしております。</p> <p>次に、事業計画に関しまして、炉のスタート時や、停止時の自主基準値がどうなっているかのご意見でございます。見解といたしましては、炉の立ち上げ時、及び立下げ時にも、排ガス処理装置で処理をして排出することで、自主基準値を遵守するよう配慮している、緊急事態が発生した場合は炉の停止を優先することを記載いたしております。</p> <p>次に、建設用地選定に関しまして、神崎市、吉野ヶ里町が参加してきた時点で候補地選定もやり直すべきではないのか、旧ごみ焼却施設が稼働していたことから、小森野への健康被害を考慮し、現建設予定地は候補地から外すべきのご意見でございます。見解といたしましては、2市3町に広域化した後においても、鳥栖市のごみ排出量が最も多いことから、鳥栖市に建設することが適当と判断したこと、</p>
-----	--

事務局	<p>旧施設の稼働を直接の原因とする健康被害については確認されておらず、小森野校区内の土壌に蓄積されたダイオキシン類について濃度を調査した結果、環境基準値を下回っていたことを記載いたしております。</p> <p>次に、大気質に関しまして、微小粒子状物質調査の結果、環境基準値を満たしていない調査地点があり、周辺への影響が心配だ、風向風速の測定にあたり必要な事項を満たしておらず、再測定すべきだとのご意見でございます。見解といたしましては、微粒子物質の調査結果が環境基準を満たしていないことは、本地域における特異な事象ではないものと考えられ、資材運搬車両、廃棄物運搬車両の通行による影響を考慮しても、健康に問題がないこと、近隣のごみ処理施設においても、風評被害は発生していないこと、大気の観測について、設置環境には問題ないと判断していることを記載いたしております。</p> <p>次に、悪臭に関しまして、敷地境界における測定結果の具体的数値がないと、施設による影響も予測できないのではないかとのご意見でございます。見解といたしましては、悪臭及び臭気については、機械で測定できるレベルより少ない値だったため、具体的数値をお示ししていないこと、施設の稼働にあたっては、基準を守るよう対応することを記載いたしております。</p> <p>次に、水質に関しまして、轟木川の水質について調査が必要である、轟木川の河川の色が違う理由はなにかとのご意見でございます。見解といたしましては、轟木川のBODについて、年間を通じて総合的に判断すると、環境基準を達成していること、大腸菌群については、県内の他の河川も同様に、基準の達成は難しいものであること、轟木川の河川の色については、河川環境を悪化させるものではないことを記載いたしております。</p> <p>以上が、住民意見の概要・見解についての説明となります。</p> <p>大変長くなりましたが、以上で、事務局からの説明を終わらせて頂きます。</p>
議長	<p>ただいま諮問第108号及び第109号について説明を受けました。</p> <p>この諮問第108号及び第109号について、質疑、ご意見等ございます委員におかれましては、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>質問を数点行いますが、まず1点目、現施設の耐用年数について、パワーポイント資料の11ページ、次期ごみ処理施設の概要、施設整備の必要性①のところに関連してお尋ねをします。</p> <p>地元との協定にある設置期限には、リサイクルプラザも含まれると理解してよいでしょうか。</p> <p>2点目、リサイクル施設の候補地選定は今どうなっているのでしょうか。</p> <p>それから3点目、西部環境施設組合に対するリサイクルプラザの継続使用の申し出、これはもう終わっているのでしょうか。</p> <p>次にパワーポイント資料の14ページ、A3の折り込み資料右側の1、2、3の強靱なハードとソフトの対策で、災害に強い施設というふうに書いてあります。端的にお尋ねしますけれども、3項目の最初に施設の耐震化と現状地盤プラス5.5mの万全の浸水対策を実施すると書いてありますが、この点について具</p>

委員	<p>体的にお尋ねします。</p> <p>1階管理棟の浸水は、防げるのかどうかということです。何でもこういうことを聞くかということ、建設業者を決めるための首長会議のやりとりの中で、ちょっと解らないところがありましたので、今回お尋ねをします。</p> <p>次に住民意見に対する見解について、パワーポイント資料の50ページです。</p> <p>施設の耐用年数は一般的に15年から20年というふうに言われておりますが、それは今でも余り変わらないのではないかというふうに私は思っています。全国の施設には30年どころか47年経過して稼働しているところもあります。このような施設も含め、30年というのは耐用年数ではなくて、いわゆる長寿命化計画に基づく改修をやっている結果ではないのでしょうか。加えて申し上げますと、20年で何もしないなら耐用年数は設計上20年ですから、現在の施設は安全で安定したものが担保できないというのは当然だと思います。</p> <p>最後、パワーポイント資料の58ページです。鳥栖市に施設を建設する理由について、鳥栖市がごみを1番多く出しているからだと、簡単に言えばそういうことになっています。</p> <p>この理由ならば、おそらく30年後もまた鳥栖市にほぼ100%建設されることになるのではないかと思います、その際の候補地はどこにするのでしょうか。今回の建設予定地は1.7ヘクタールの広さしかなく、稼働させながら新しい施設を同じ場所に造るということにはならないと思います。鳥栖市の別の場所を探すということになると思いますが、そのところはどのようなふうを考えているのでしょうか。以上です。</p>
事務局	<p>まず1点目、2点目からお答えをさせていただきます。</p> <p>設置期限についてのご質問でございますが、みやき町に所在しております現在の西部環境施設組合の施設は、その所在地区と協定を締結されておまして、施設の設置期限は20年間と定められております。</p> <p>次にリサイクル施設の候補地の検討状況につきましては、昨年4月の首長会でリサイクル施設の検討は鳥栖市で行うと確認されております。それを受け、まずは過去の選定の体制、設定方法等の確認作業を行いまして、更には今後どのような体制で行うのか、施設整備スケジュールの検討、施設整備に係る条件の整理、これまでの候補地の現状把握及び整理等を行ってきたところでございます。</p> <p>しかしながら、現時点におきましては、具体的に候補地として対応できる用地選定までには至っていないという状況でございますので、今後、さらに専門的な知見も取り入れながら、様々な状況を整理して検討を重ねていきたいと思っております。また、可能な限り早い段階で候補地のお示しできるよう、取り組みを進めてまいりたいと考えております。</p> <p>続いて、鳥栖三養基西部環境施設組合に対しリサイクルプラザの継続使用の申し出を正式に行っているかについてでございます。この件につきましては、佐賀県東部環境施設組合から、鳥栖三養基西部環境施設組合と脊振共同塵芥処理組合の両組合に対し、現在のリサイクル施設の延長使用が可能かどうか検討をしてい</p>

事務局	<p>ただけませんか、という申し入れを既にしております。現在、その申し入れに対し西部環境施設組合から、具体的にどのくらいの延長になるのかを明らかにしてほしいとの返答があっているところでございます。</p> <p>現時点でリサイクル施設の候補地、建設予定地は決まっておきませんので、現在そういうところで、やりとりは止まっている状態でございます。</p> <p>次に技術提案書の中の概要版の中で、1階管理棟の浸水は防げるのかというご質問でございました。今回、工場棟と管理棟を2つの建物が造られることとなりますが、1階管理棟につきましては、全てに浸水対策を行うということではなく、必要な箇所について浸水対策を行うということでございます。具体的には、1階の受付事務室とかエレベーターホールなど、そういう所に浸水対策を施し浸水しないようにするとの提案でございます。</p> <p>ただ、万が一浸水をしたとしてもすぐ機能的に復旧できるよう、例えば管理棟の主要な機能、事務室などにつきましては、2階以上に設けるなど浸水対策を実施していくというところでございます。</p> <p>続きまして住民意見に対する見解につきまして、耐用年数は、一般的に15年から20年だけれどもという質問であったかと思えます。現在、ごみ処理施設につきましては、一般的に新設の施設では30年ぐらいの使用を想定しているという所が殆どでございます。15年から20年というのは、現在のみやき町の溶融資源化センターが、その当時、約15年から20年という耐用年数であったというところかと思えます。もちろん施設の長寿命化のため適正な管理、維持管理等をしていけば、長いところでは40年程度の使用をされている施設もあるというところでございます。</p> <p>ただ、現在のみやき町にある施設、溶融資源化センターにつきましては、ガス化改質溶融炉という特殊な炉でございます。現在、その施設を造ったメーカーは既に事業から撤退をしておき、メーカーが存在しない状況でございますので、適正な長寿命化計画とか改修計画などの対応ができないとお聞きをしております。従いまして、地元との協定もあることから、みやき町にある現在のごみ処理施設については20年という耐用年数になっているところでございます。</p> <p>そして最後に30年後の次の施設への対応についてでございます。ごみを1番出すのが鳥栖市だから鳥栖市に決めたというところでございますが、30年後の次のごみ処理施設の建設場所につきましては、まだ決まっていないというところでございます。現時点で決まっていることは、設置期限の15年前までに、新たなごみ処理施設について検討を始めるというところだけでございます。この検討の中でごみ処理施設の立地場所について議論がされることというふうに考えております。現時点で何ら決定をしてないということはお了解いただきたいと思えます。以上でございます。</p>
委員	<p>ありがとうございます。幾つか再質問します。</p> <p>1点目について、設置期限20年というのはリサイクルプラザも含まれるのか、という質問をしたんですが、ご回答いただけましたでしょうか。</p>

事務局	<p>協定書には、リサイクル施設につきましても焼却施設の設置基準を準用するという形になっております。以上でございます。</p>
委員	<p>なっているということですね。</p> <p>あと1つ、先ほどの「万全の浸水対策を実施し」と書いてあるけれども実際はそうではないと。次期ごみ処理施設の業者を決めるときの首長会議の議事録を見ますと、「1階に管理棟があるため、浸水すれば仕事に使えるじゃないですか」と、ある副管理者が言われたのに対して、コンサルタントが「そうですね、なので重要な部分は全部2階に」と、先ほども事務局から言われましたけれども、上に上げておきますと、「囲い込みが100%じゃなく、防水扉を設置しても恐らく水が入ってくると思います。」とあるように、万全の浸水対策と言われましても、ちょっとこれは誇張して書きすぎじゃないかなと私は感じます。これは、私からの意見です。</p> <p>それから最後の質問について。私が言ったのは、ごみを1番多く出しているのが鳥栖市だという理由で鳥栖市に建設することになったのですから、そうすると、よほど条件が変わらない限りは、また鳥栖市に建設することになるのではないかという意味で質問したんです。その点について回答をお願いします。</p>
事務局	<p>まず、現時点で決まっているのは、設置期限の15年前までに新たなごみ処理施設について検討を始めるということしか決まっておられません。</p> <p>今回の鳥栖市への建設の理由の一つに鳥栖市が1番ごみを多く出すというところもあったかというところがございますけれども、検討を始めた時点でどういった点を重視するのかとか、色々な条件設定が今後何年かで変わってくることもあるかもしれません。</p> <p>今回については、ごみを多く出しているのは鳥栖市だというところで決まっておりますが、次回のごみ処理施設についてはまだ何も決まっていないという点をご理解いただきたいと思います。</p>
委員	<p>最後にします。現時点の色々な状況が変わらないなら、同じ理由でまた鳥栖市になるのではないかと思うのですが、はいそうですよ、となりませんか。</p>
事務局	<p>先ほど意見書等に対する見解でもご説明申し上げましたように、一つの理由として、ごみの排出量が多いということで、次期ごみ処理施設の候補地として西部組合と当時の上峰町、みやき町からの依頼があったということでございます。</p> <p>その次の30年後の施設につきましては、今申し上げたとおり現在の処理施設は、そういう観点から選定した経過がございますけれども、将来についてはまだ白紙ですので、それらも含め、こういった形で検討し、判断するのかということになりますが、現時点では、また鳥栖市だということではないだろうと認識をいたしております。</p>
委員	<p>ご説明ありがとうございます。まず、今回の都市計画審議会は、次期ごみ処理施設の場所、決定をするということでございますが、資料41ページと42ページに、1万6,400平方メートルが次期ごみ焼却施設の鳥栖市計画決定ということで、その下の、下水道のところ、鳥栖市の現在の浄化センターは、1万7,</p>

委員	<p>847平方メートルを削除しますということでございますが、この面積の差についてご説明をお願いします。</p> <p>あと、図面で示している減ったところの部分を、どのように活用されるのか、決まっているのであれば教えていただければと思います。</p>
事務局	<p>この面積の差につきましては、前面の県道のレーンの設置や施設への進入道路等の拡幅面積となりまして、その分が1万6,400平方メートルでございます。</p>
委員	<p>この差は、今後もし都市計画されているものが削除される場合というのは、このように決定を今後も、審議をされるということではよかったでしょうか。今回の次期ごみ処理焼却施設にかかわらず、都市計画で決定されている土地が変更になる場合はこの場でまた確認をされるということではよかったでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。施設の種類を問わず都市計画決定を経た施設は、今後も都市計画審議会にてご審議をお願いすることとなります。</p>
委員	<p>ありがとうございました。最後に意見でございますが、搬入ルートが1日148台ということでございました。国道34号も日常的にかなり混んでいる状況ですので、他の市町の方々にも迷惑がかからないような、対策をとっていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>他に意見、質疑などありますか。</p>
委員	<p>採決に入る前に、私の意見を述べさせていただきます。</p> <p>前々から私は水害リスクの大きい、この場所に建設することはありえないという立場をとってまいりました。先ほどの回答にもあったように、管理棟はいくら止水扉などを設置しても、完全にシャットアウトはできないということもわかりました。</p> <p>この予定地は鳥栖市議会でもできれば避けたいとの意思表示をした場所です。にも拘わらず、この間東部環境施設組合は、私の鳥栖市議会での質問でわかったことですが、水害リスクについて特化した議論もしていないし、現在の施設、焼却炉の利用延長について、鳥栖三養基西部環境施設組合に、正式に検討の申し出をしてもいないということでもあります。</p> <p>このように、佐賀県東部環境施設組合は、ハザードマップで示された水害リスクの大きい現建設予定地を回避するために、その可能性を探る努力をした跡は見つかりません。</p> <p>何と申しますか、懸命さが見えてこないんです。手を尽くしましたが駄目でした、もう八方手を尽くしましたけれども、こうなんですと、そう言っていただければ、私もそれなら仕方ないですね、と言います。しかし、そういうところまで行っていません。</p> <p>私は受け入れるわけにはいかないということを申し上げて意見表明といたします。</p>
議長	<p>他に意見、質疑等ないようですので、ここで諮問第108号及び第109号の審議を終わり、お諮りしたいと思います。</p> <p>先程ご発言がありまして、異議のある委員がおられるようですので、これより採</p>

議長	<p>決を行いたいと思います。</p> <p>諮問第108号「鳥栖基山都市計画ごみ焼却場の決定」及び諮問第109号「鳥栖基山都市計画下水道の変更」について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>多数の挙手あり</p>	
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>鳥栖市都市計画審議会条例第6条第3項の規定により、原案どおり可決することとし、市長あて答申することといたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。</p> <p>円滑な議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。</p> <p>これにて、議長を降壇いたします。</p>
事務局	<p>会長、ありがとうございました。</p> <p>本日予定しておりました議事が全て終了いたしましたので、最後に市長の橋本よりお礼のご挨拶を申し上げます。</p>
市長	○あいさつ
事務局	<p>これをもちまして、第94回鳥栖市都市計画審議会を終了いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>終了【15:11】</p>	